

第 61 回剣道祭・第 39 回山口県剣道大会・第 54 回山口県居合道大会及び
第 10 回杖道演武大会実施要項

1 開催期日

令和 7 年 5 月 1 8 日（日）午前 9 時 3 0 分 開会式

受付 8 : 1 0 ~ 9 : 1 0 の間

注）8 時まで玄関は閉鎖、入場できません。

（会場集合・整列：午前 9 時 2 0 分 剣道祭演武者・大会出場者）

2 開催場所

維新百年記念公園 維新大晃アリーナ・「アリーナ」及び「レクチャールーム」

山口市維新公園 4 丁目 1 番 1 号 電話 083-922-2754

3 主 催

一般財団法人 山口県剣道連盟

4 剣道祭（公開演武）

(1) 日本剣道形（岩国市剣道連盟推薦）

(2) 居 合 道（県剣道連盟推薦）

(3) 古 武 道（県剣道連盟推薦）

(4) 杖 道（県剣道連盟推薦）

(5) 木刀による剣道基本技稽古法（長門市・萩市剣道連盟推薦）

5 山口県剣道大会

(1) 出場資格及びチームの編成

① 一般の部（団体戦：一般の部・女子の部）

ア 選手は、山口県剣道連盟の会員であって、段位、年齢は問わない（高校生以下を除く。）。

イ 地域、職場等での編成を可とする。

ウ チーム編成は、

○ 一般の部 監督 1、選手 5 人制、補員 1（男女を問わない。）

○ 女子の部 監督 1、選手 3 人制、補員 1（選手、補員は女子に限る。）

により、出場順位は低段位順とし、負傷等により補員と交代する場合は欠員の区分とする。

なお、専任監督を設けない場合は、大将が監督を兼任する。この場合、大

将が対戦中は、一般の部は副将が、一般女子の部は中堅が監督を兼任することとする。

② 60歳以上の部（団体戦）

ア 選手は、山口県剣道連盟の会員であって七段以下とし、60歳以上（昭和40年4月1日以前に生まれた者）とする。

イ 地域、職場等での編成を可とする。

ウ チーム編成は、男子、女子を問わず、監督1、選手3人制、補員は1人以内で編成、出場順位は低段位順とし、負傷等により補員と交代する場合は欠員の区分とする。

なお、専任監督を設けない場合は、大将が監督を兼任する。この場合、大将が対戦中は中堅が監督を兼任することとする。

③ 少年の部（団体戦）

ア 選手は、各地区剣道連盟の地区内に居住する者の中から選出された者とする。

※ 地区剣道連盟単位の参加としており、選手は

○ 地区剣道連盟の地区内に実際に住んでいる

ことを選手選考要件とする。

イ 各地区剣連から、小学生の部、中学生の部にそれぞれ2チームまで出場できる。小・中学生の資格は、大会当日を基準とする。

ウ チーム編成は、男子、女子を問わず、監督1（専任監督が必要）、選手3人制、補員1人以内で編成、出場順位は低学年順とし、負傷等により補員と交代する場合は欠員の区分とする。

④ 監督の兼任禁止

監督は、他のチームの監督を兼任しないこと。

⑤ 選手用目印の持参

出場チームは、それぞれ紅白の目印を持参すること。

(2) 試合、審判及び試合方法

① 全日本剣道連盟剣道試合・審判規則、同細則、同運営要領、並びに本大会実施要項による。

② 試合は、トーナメント方式とする。但し、参加チーム数によりリーグ戦方式とすることがある。

③ 試合は3本勝負とし、試合時間は4分（少年の部は3分）とする。

ア 時間内に勝負が決しない時は、引き分けとする。

イ チームの勝敗は、勝者数法によって決定する。

ウ 勝者、総本数が同数の場合は、代表者戦によって決定する。

エ 代表者戦は、任意の選手による3分1本勝負とし、時間内に勝敗が決しない場合は、3分ごとの延長戦により勝敗が決するまで行う。

④ リーグ戦方式の場合で、各試合において勝者数、取得本数が同一の場合は引分けとする。

リーグ戦における順位の決定は、

- ア 勝数の多いチーム
- イ 負数の少ないチーム
- ウ 勝者数の多いチーム
- エ 総本数の多いチーム

の順とする。

リーグ戦の全試合が終了した時点で順位を決定する必要がある場合は、任意の選手による代表者戦を前記③の「エ」の要領で順位を決定する。

なお、3チーム以上による場合はトーナメント方式とし、試合順序は抽選により決定する。この代表者戦において、試合が連続する場合は5分間の休憩を取ることにする。

(3) 竹刀の点検

出場チームの監督・選手は、使用する竹刀の事前点検を確実に行うこと。

また、監督は、各試合前にはチームの選手が使用する竹刀に破損がないかを確実に点検し、竹刀の破損による事故の絶無に努めること。

(4) 表彰

優勝、第2位、第3位（2チーム）を決定する。但し、8チーム以下5チームまでの場合は第2位まで、4チーム以下は優勝のみの表彰とする。

(5) 組合せ

試合の組合せは、山口県剣道連盟事業委員会で行う。

6 山口県居合道大会及び杖道演武大会

(1) 出場資格

- ① 山口県剣道連盟会員であれば段位、年齢は問わない。
- ② 小中学生、高校生の参加も可とする。

(2) 山口県居合道大会

① 個人試合は、次の各部問に分けて行い、部門内での組合せは無差別とし、大会当日抽選で決定する。

ア 少年の部：中学生以下

イ 低段の部：三段以下

ウ 高段の部：四段～六段

エ 試合形式はトーナメント方式とするが、出場者が少ない場合はリーグ戦と

することがある。また、抜き本数は5本とし、三段以下は全剣連居合5本、四段以上は古流2本と全剣連居合3本とし、全剣連居合の技は大会当日指定する。

- ② 個人演武は、居合道七段受有者とする。
- ③ 模範演武は、居合道八段受有者とする。
- ④ 七段受有者の演武における審判は八段受有者が行い、個人試合の審判は、七段の者の中から指名する。
- ⑤ 表彰は、部門ごとに優勝及び第2位を表彰する。
なお、個人演武は優秀演武者2名を選考して表彰する。
- ⑥ 試合出場者の服装は、左胸部に地区名又は県名を上部に横書きし、姓を縦書きの名札を付した剣道着又は居合道着に袴を着用すること。

(3) 杖道演武大会

- ① 演武は、居合道大会の会場で、低段者の部、高段者の部に分けて行う。
- ② 演武本数は、全日本剣道連盟杖道（以下「全剣連杖道」という。）を5本とし、指定技及び組合せは大会本部にて行う。
なお、仕・打ちの交代は行わないものとする。

7 申込期限・方法

(1) 申込期限

各申込期限は、令和7年4月18日（金）までとする。

(2) 剣道大会出場申込み及び参加料

① 申込み要領

参加チームは、下記申込書により申し込むこと。

ア 一般の部

- 一般の部 別紙1「山口県剣道大会申込書（一般の部）」
- 一般女子の部 別紙2「山口県剣道大会申込書（女子の部）」

イ 60歳以上の部

- 別紙3「山口県剣道大会申込書（60歳以上の部）」

ウ 少年の部

- 別紙4「山口県剣道大会申込書（少年の部）」

② 参加料

- 一般の部は、1チーム6,000円
- 一般女子の部、60歳以上の部、少年の部は、1チーム4,000円

(3) 居合道大会（大会、演武、模範演武）及び杖道演武大会

別紙5「山口県居合道大会・杖道演武大会申込書」により申し込むこと。

※参加料 一般(大学生を含む。)一人1,500円(2種目参加する者も同額)とする。

(4) 表彰上申

別紙6「一般財団法人 山口県剣道連盟の表彰に関する規程」の該当者について、別紙7「表彰上申書」を作成、送付すること。

(5) 広告掲載

別紙8「剣道祭プログラム広告申込書」を作成し、送付すること。

(6) 送付先

地区剣道連盟でとりまとめ、県剣道連盟に送付すること。

参加料等は、参加申込みと同時に郵便振替にて納入をお願いいたします。

口座番号 01550-3-3820 (一財)山口県剣道連盟

8 安全対策

(1) 感染症対策

① 試合及び調整稽古は、**面マスク(口・鼻を覆うもの)**又は**マウスシールドを着用すること**。面を着装しない場合は、不織布マスク等の着用に配慮すること。

② **発熱等の体調異常がある場合は、参加を見合わせる**こと。

③ **手指の消毒等の感染防止対策に努める**こと。

(2) 一般的安全対策

参加者は、各自十分健康管理に留意すること。

本大会において傷害等が発生した場合は、主催者において応急措置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合の治療費は個人負担とする。

なお、主催者は参加者に対し傷害保険に加入(会場への往復途上は含まない)する。※入院:日額5,000円 通院:日額3,000円

(3) 参加者は、健康保険証を持参すること。

9 個人情報保護法の対応

(1) 個人情報の取り扱い

申込書に記載された個人情報は、山口県剣道連盟が実施する本大会の運営及びホームページへの掲載、報道に対する試合結果の提報等のため利用する。

(2) ビデオ撮影等の制限

県剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事(以下「大会等」という。)における写真・動画の撮影及び音声の録音(以下「ビデオ撮影等」という。)並びに撮影した映像及び録音した音声(以下「撮影映像等」という。)の取り扱いについては次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこ

と。

- ① 会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数のものに公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、県剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- ② 会場内（試合場フロア一全体）でのビデオ撮影等は禁止する。（主催者が許可した運営係員は除く。）
観覧席においては、運営を妨げないような機材、方法で行い、観覧者等の他人に迷惑を及ぼさないようにすること。
- ③ 撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償に関わらずこれを不特定多数のものに配付したり、またはインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散したりしないこと。ただし、県剣連から許諾を受けて行う場合はこの限りではない。

10 その他

監督・選手の弁当斡旋は行わないので、各チーム、選手等により準備すること。